

沿岸域の総合的管理のあり方に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十二月三日

小熊慎司

参議院議長 西岡武夫殿

沿岸域の総合的管理のあり方に関する質問主意書

平成十九年に海洋基本法が施行され、翌二十年には海洋基本計画が閣議決定されている。計画期間は、平成二十四年度までの五力年間であり、海洋における全人類的課題への先導的挑戦、豊かな海洋資源や海洋空間の持続可能な利用に向けた基礎づくり、安全・安心な国民生活の実現に向けた海洋分野での貢献の三つの目標すべき政策目標を掲げ、様々な事業が取り組まれてきたところである。

しかし、沿岸域の総合的な管理という面では、まだまだ取組が浅く、施策も不足していると思われる。この対岸諸国との関係からみても、沿岸域の総合的な管理という面で国としての明確な立場がはつきり見えてこない。

国土保全の観点からも国における必要な取組と考えるが、菅内閣における沿岸域の総合的管理のあり方にについて、以下のとおり質問する。

一 海洋基本法第二十九条に規定される総合海洋政策本部が、平成二十一年十二月一日以降開催されていよいよだが、開催されない理由について示されたい。

二 国土保全の観点からも、沿岸域の総合的管理のあり方として、海洋基本法ならびに海洋基本計画に則つ

て取り組まなければならぬと考へるが、政府の見解を示されたい。

三 そもそも政府において、沿岸域の総合的管理のあり方をどのように考へてゐるのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。